

入札時積算数量書活用方式の導入

背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

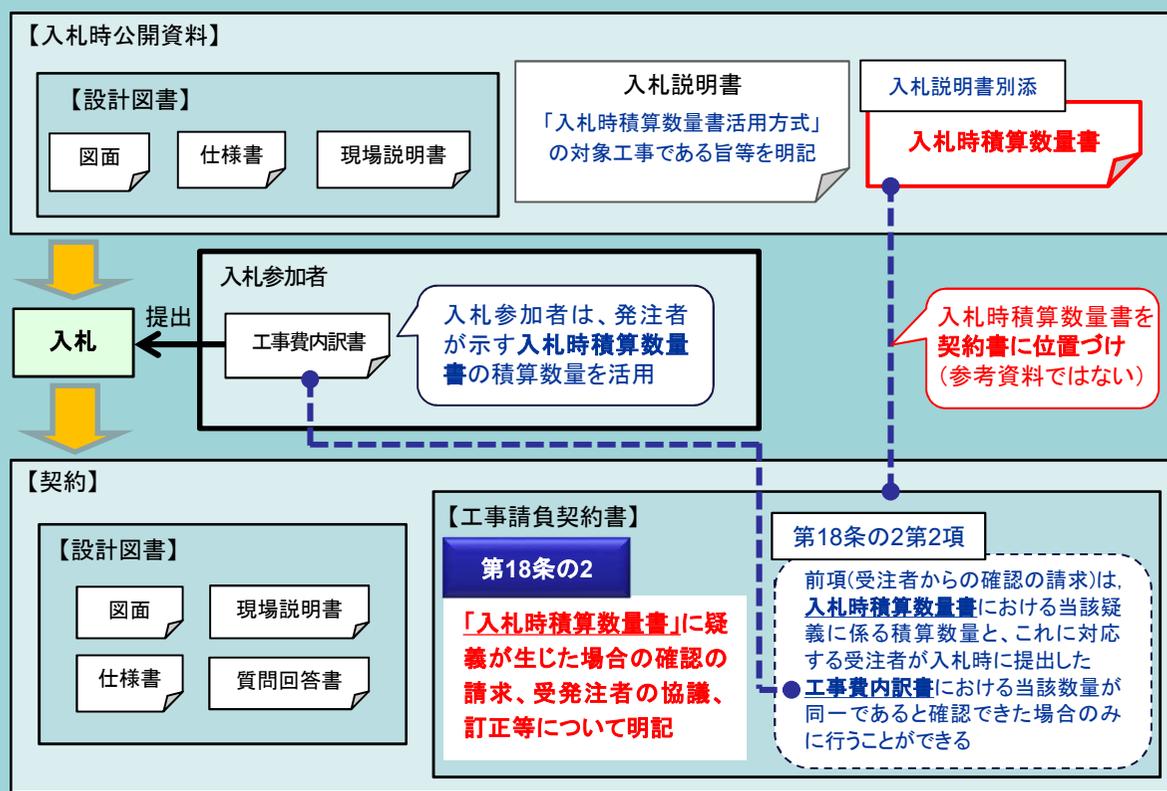
入札時積算数量書活用方式

概要

○入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。

○契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- ・試行結果を踏まえ、平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から本実施に移行



普及・促進

- 平成29年4月からの本実施について、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 引き続き、地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。